

れども、今中居鑄物師の家傳の記録等には、清涼殿の燈爐を鑄奉る事の濫觴は、昔近衛天皇の御世に鶴といへる怪鳥出で、それが爲に御不豫あらせられしに、時の陰陽博士の上奏に依つて、百八の燈爐を鑄させられしより御嘉例と成りたりと。又尾張名所圖會にも、知多郡久米村に鑄物師あり。代々鑄物を業とす。天福(八)天年十一月賜ふ處の宣旨を所持す。近衛院御宇源三位頼政鶴を射留めし時、彼の鑄工に命じて金燈籠を造らしめ、御庭の木に懸けて鶴の落つる所を見ることを得たれば、褒美に預りしとぞ。其の傳記詳かに筆して彼の家に藏す。然れども其のたしかなるを知らずと云ふ。平次按するに、頼政が事は國史略に、仁平三年四月、上不豫。有怪鳥。毎夜鳴度。寢殿屋上。勅源頼政射之。上病乃癒。賜劔及官女と。自註に云ふ。頼政參河守頼綱之孫。兵庫頭仲正之子。頼光之裔也。善弓馬及國詩。嘗微見官女萬浦。眷懷經年。上已聞之。於是欲出賜之。便試飾美色。官女三人。雜萬浦其中。出在階上。而召頼政令自擇焉。頼政恐其誤認。未敢即進。作歌陳其意。上大悅喜。乃賜之。とありて、此の事は源平盛衰記、太平記に記載せり。和訓栞

に、三條鳥居小路の西なる鶴社、攝州鬼原郡の鶴塚は、頼政が故事に出でけるにや。但し台記に、康治三年五月記に、東三條の社の怪異を載せ、又六月記に鶴の事を記され侍れど、頼政の射たる事なし。又久安六年四月の記に、人魂落寢殿北庭といふ事見ゆといへり。又下學集に、近衛院御宇號玉藻前。傷人無極。後化成白狐。害人惟多。時俗欲驅之。先追走犬以試其射。白狐知之。化而成石。飛禽走獸當其殺氣者。莫不立驚。故謂之殺生石。予今在下野那須野原也。犬追物始予技矣。但綱之古老之口號。雖不知本說。且載之而已。とあり。按するに、近衛天皇の御世には、前顯の如き怪異共ありたるよし世に膾炙す。鑄物師のいひ傳へける燈爐の事なども、皆同日の傳説にて、その本説は詳かならずといへども、近衛天皇仁平年中御惱の事に依つて燈爐を鑄しめられ、それより恒例と成りたりとの事は、元より彼是論ずべき限りにあらず。彼の頼政が故事をいひ傳ふるは、中古よりの附會にてもあるべし。彼の故事は諸曲にも作意して、世の人口に膾炙する事といへども、無任法師の沙石集卷五に、故鎌倉の右大將家、京よりあやめと

いふはしたものの、美人なりけるを召下して、かくし置かれけるを、梶原の三郎兵衛尉所望して見たりければ、同じ齡の十七・八ばかりなる女房、美女の見も知らぬを十人装束させてならべすあきて、此の中にあやめを見しりたらば可給と仰せられければ、見わきがたくして、まこも草あさかのぬまに茂りあひて

いづれあやめとひきぞわづらふ

といひたりける時、あやめ顔をあかめ、袖をひきつくりひけるを見て、あれこそと申して、やがて給はりけりとあり。右沙石集の傳説に據れば、萬浦前は官女にてもなく、頼政に賜はれりといひ傳ふるは、全く虚説なり。是等にも彼の鶴を射捕れりといふ傳説は、證とするに足らずといふべし。

○割場町

此の町は、舊藩中は割場附足輕中の組地にて、割場附足輕と稱する輕卒の邸地なるに依つて、割場町と呼べり。然るに明治廢藩置縣の後、戸籍編成町名改正の時、割場町の名稱を廢し、角場町へ屬せしめたり。此の割場町の後町をば

柿木畑と呼べり。依りて考ふるに、改作所舊記に載せたる元祿十三年十月泉村畑地取調書に、泉村領之内に先年柿木御畑一ヶ所有之、四拾ヶ年以前に足輕中の屋敷に相渡るとあるもの、恐らくは此の割場町の組地ならんか。元祿十三年より四拾ヶ年前は寛文元年也。

覺

一、足輕居屋敷、預り候衆之屋敷に手寄惡敷者は、明組又は組付に而も、互に相談を以、勝手宜敷様に足輕之者に可申付候事。

五月三日

右は寄合衆より之手紙也とあり。此の覺書も寛文の頃ならんか。舊藩中、輕卒の邸地は、平足輕五拾歩宛、小頭は七拾歩の定なり。故に諸方にある組地は此の歩敷なりとぞ。

○割場附足輕來歴

割場附足輕は、舊藩中足輕組の一種にて、輕卒の第一なる人員なり。其の役場をば即ち割場と稱し、城内新丸に割場會所下臺所とて、國初以來の役所あり。其の惣裁をば割場奉行と稱し、人割をなしける勤向なるに依つて、割場と稱